

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第8条の3第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含み」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含み」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」を加え、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 大津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号。以下「定年条例」という。）

第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限又は同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。次条第1項において同じ。）又はこれに相当する他の法令の規定により退職した者

(2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

(4) 第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同

条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者又はこれに相当する他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第8条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3中「第4条第1項及び第5条第1項に」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に」に改める。

第5条の4の次に次の1条を加える。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第7条第8項中「定年条例第2条の規定により退職した者、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者その他市長が特に認めた事由により退職した者」を「第4条第1項各号又は第5条第1項各号に掲げる者」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集する人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (8) 第12項の規定による通知の予定期間

- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は、職員に対し、これらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各

号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

1 2 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

1 3 任命権者は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

1 4 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

1 5 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

1 6 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第18条各項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載され、若しくは第13項若しくは前項の規定により認定応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、市長に対し、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定応募者の数を報告しなければならない。

18 市長は、前項の規定による募集実施要項の送付及び認定応募者の数の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該募集実施要項及び認定応募者の数を取りまとめ、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第39条中「産業廃棄物」の次に「であって、規則で定めるもの」を加える。

第40条第1項本文中「一般廃棄物」を「廃棄物」に改め、同条第3項を削る。

第41条第1項中「廃棄物」を「市長は、廃棄物」に改め、同条第2項中「廃棄物」を「市長は、一般廃棄物」に、「手数料の額の5割以内において減額」を「手数料を減額し、又は免除」に改め、同条第3項中「天災」を「市長は、天災」に改め、「市長が」を削り、「減額」を「減額し、」に改める。

別表(1)の項中「150円」を「180円」に改め、同表(3)の項を削り、同表(2)の項中「50キログラムを超える部分について」を削り、「50円」を「100円」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表(1)の項の次に次のように加える。

(2) 産業廃棄物の処分手数料	10キログラムまでごとに 230円
-----------------	-------------------

別表(6)の項中「4,400円」を「4,200円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同項を同表(7)の項とし、同表(5)の項中「ふん尿」を「し尿」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表(4)の項中「家庭廃棄物」の次に「(大型ごみを除く。)」を加え、「1立方メートルまでごとに 6,000円」を「指定袋1袋分までごとに 300円」に改め、同項を同表(5)の項と

し、同表(3)の項の次に次のように加える。

(4) 家庭廃棄物（大型ごみに限る。）の 収集、運搬及び処分手数料	1個につき 次のアからエまでに掲げる重量に 応じ、当該アからエまでに定める額 ア 10キログラム未満 300円 イ 10キログラム以上30キログラム未満 600円 ウ 30キログラム以上60キログラム未満 1,200円 エ 60キログラム以上 2,400円
--------------------------------------	---

別表備考中「第1号、第2号及び第5号」を「(1)の項から(3)の項まで及び(6)の項」に改め、同備考を同表備考第1項とし、同表備考に次の2項を加える。

2 この表中「指定袋」とは、市長が別に指定するごみ袋であって、その容量が45リットルであるものをいう。

3 この表中「大型ごみ」とは、指定袋に納めることができない大きさ又は5キログラム以上の重量の一般廃棄物をいう。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「平成24年厚生労働省令第15号」の次に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第98条第1号、第2号及び第4号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第112条第1号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第2号

及び第4号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第203条第1項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

大津市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

大津市サイクリングターミナル条例（平成13年条例第4号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例

第1条中「サイクリングその他」を削り、「大津市サイクリングターミナル（以下「ターミナル」）
を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石（以下「スポーツハウス」）に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 スポーツハウスの位置は、大津市大石淀三丁目16番18号とする。

第3条中「ターミナル」を「スポーツハウス」に改め、同条第1号中「場所を提供すること。」
を「場所の提供に関する事業」に改め、同条第2号を次のように改め、同条第3号を削る。

(2) 前号に掲げるもののほか、スポーツハウスの設置の目的を達成するために必要な事業

第4条及び第8条から第12条までの規定中「ターミナル」を「スポーツハウス」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表大津市小野駅前自転車駐車場の項中「大津市湖青一丁目1番地23」を「大津市湖青一丁目1番地22」に改める。

第3条中「及び自動二輪車」を「、大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改める。

別表自動二輪車の項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改め、同表備考第2項を削り、同表備考第1項を同表備考とする。

第2条 大津市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市堅田駅前自転車駐車場の項の前に次のように加える。

大津市小野駅前自転車駐車場	大津市湖青一丁目1番地23
---------------	---------------

第2条第2項の表大津市小野駅前自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条の改正規定は規則で定める日から、第1条中第3条及び別表の改正規定は公布の日から施行する。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（明日都浜大津公共駐車場及び大津駅南口公共駐車場の駐車料金の特例）

2 平成25年11月1日から同年12月31日までの間、別表明日都浜大津公共駐車場の項中「午後7時から翌日の午前9時までの夜間については、500円」とあるのは「1回の駐車に係る1日（午前0時から翌日の午前0時までをいう。以下同じ。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円」と、同表大津駅南口公共駐車場の項中「80円」とあるのは「80円）（1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が1,050円を超える場合における当該超える日については、1,050円を上限とする。）」とする。

3 前項の規定は、明日都浜大津公共駐車場において駐車を開始した日が平成25年11月1日前で、1回の駐車が同日を含む2日以上にわたる場合における同日の駐車料金については適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1上水道給水区域の項中「南小松（標高基準面150メートル」を「南小松（標高基準面265メートル」に改める。

附 則

この条例は、企業局管理規程で定める日から施行する。

議案第162号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- 1 工事名 (仮称) 北部地域総合消防防災センター建設工事
2 工事場所 大津市真野二丁目
3 工事概要 建築本体
 庁舎棟
 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積 2,513.32平方メートル
 訓練塔
 構造 鉄骨造6階建
 延床面積 1,062.6平方メートル
 屋外附帯施設工事等 一式
 既設庁舎等解体撤去工事 一式
4 契約方法 公募型指名競争入札
5 契約金額 668,700,000円
6 契約の相手方 大津市打出浜13番15号
 株式会社笛川組

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- 1 工事名 (仮称) 北部地域総合消防防災センター建設電気設備工事
- 2 工事場所 大津市真野二丁目
- 3 工事概要 受変電設備工事 一式
非常用発電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
動力設備工事 一式
電灯設備工事 一式
火災報知設備工事 一式
避雷設備工事 一式
その他電気設備工事 一式
- 4 契約方法 受注希望型指名競争入札
- 5 契約金額 177,135,000円
- 6 契約の相手方 大津市皇子が丘二丁目6番13号
中由電気工業株式会社

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- 1 工事名 (仮称) 北部地域総合消防防災センター建設機械設備工事
- 2 工事場所 大津市真野二丁目
- 3 工事概要 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
給油設備工事 一式
- 4 契約方法 受注希望型指名競争入札
- 5 契約金額 141,382,500円
- 6 契約の相手方 大津市衣川三丁目4番56号
株式会社角田設備

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 工事名 | 長等小学校大規模改修工事 |
| 2 工事場所 | 大津市大門通 |
| 3 工事概要 | 大規模改修工事（建築工事）一式 |
| 4 契約方法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契約金額 | 249,800,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市別保二丁目9番48号 |

大輪建設株式会社

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 工事名 | 瀬田小学校大規模改修工事 |
| 2 工事場所 | 大津市大江四丁目 |
| 3 工事概要 | 大規模改修工事（建築工事）一式 |
| 4 契約方法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契約金額 | 351,800,001円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市下阪本三丁目5番32号 |

株式会社奥村組

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- 1 工事名 瀬田小学校大規模改修機械設備工事
- 2 工事場所 大津市大江四丁目
- 3 工事概要 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
受水設備工事 一式
- 4 契約方法 受注希望型指名競争入札
- 5 契約金額 165,459,000円
- 6 契約の相手方 大津市神領三丁目14番7号
奥村管工株式会社

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 工事名 | 皇子山中学校大規模改修工事 |
| 2 工事場所 | 大津市尾花川 |
| 3 工事概要 | 大規模改修工事（建築工事）一式 |
| 4 契約方法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契約金額 | 353,800,000円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市際川二丁目4番22号 |

ミノベ建設株式会社

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

- 1 工事名 皇子山中学校大規模改修機械設備工事
- 2 工事場所 大津市尾花川
- 3 工事概要 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式
- 4 契約方法 受注希望型指名競争入札
- 5 契約金額 157,890,600円
- 6 契約の相手方 大津市におの浜三丁目1番51号
関西設備工業株式会社

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日に市議会の議決（議案第104号）を経て株式会社内田組との間に締結した富士見市民センター移転新築工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

1 変更する事項

契約金額

「238,350,000円」を「240,432,150円」に変更する。

2 変更する理由

国による今年度の公共工事設計労務単価の改定により労務単価が前年度に比して大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日に市議会の議決（議案第105号）を経て株式会社内田設備工業との間に締結した伊香立中学校、真野中学校及び堅田中学校空調設備設置工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

1 変更する事項

契約金額

「152, 142, 900円」を「155, 291, 850円」に変更する。

2 変更する理由

国による今年度の公共工事設計労務単価の改定により労務単価が前年度に比して大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日に市議会の議決（議案第106号）を経て桐田設備工業株式会社との間に締結した仰木中学校、日吉中学校及び唐崎中学校空調設備設置工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

1 変更する事項

契約金額

「203,361,900円」を「206,705,100円」に変更する。

2 変更する理由

国による今年度の公共工事設計労務単価の改定により労務単価が前年度に比して大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日に市議会の議決（議案第107号）を経て有限会社昭和設備工業との間に締結した打出中学校、粟津中学校及び北大路中学校空調設備設置工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

1 変更する事項

契約金額

「202, 440, 000円」を「205, 793, 700円」に変更する。

2 変更する理由

国による今年度の公共工事設計労務単価の改定により労務単価が前年度に比して大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため

工事請負契約の変更について

平成25年6月21日に市議会の議決（議案第108号）を経て株式会社角田設備との間に締結した瀬田中学校及び瀬田北中学校空調設備設置工事の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月2日提出

大津市長 越直美

1 変更する事項

契約金額

「172, 449, 900円」を「175, 980, 000円」に変更する。

2 変更する理由

国による今年度の公共工事設計労務単価の改定により労務単価が前年度に比して大幅に増額されたことに伴い、国からの要請を踏まえ、適切な賃金水準の確保を図る観点から、契約の相手方との協議に基づき労務費を増額するため